

お年寄りの権利を守る (成年後見)

近頃良く耳にする、「成年後見制度」という言葉。

とても法律的で複雑なイメージをお持ちの方も多いと思いますが、実はとても身近で大切な制度です。成年後見制度は本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」に分かれているのですが、今回はその中の「後見」について見ていきましょう。

判断能力とは

まず、本人の判断能力とは何を意味するのでしょうか。医学的なお話しは専門外となりますので、極々簡単に具体例を申し上げますと、ご自身で買物が全くできないような状態を言います。これは、一人で出かけられないという意味ではありません。「損得を考えて、買うという判断をすることができない」ということです。

成年後見制度は判断能力の低下をサポートします！

その効果は大きく2つ

①代理権

本人に代わって契約などの法律行為をすることができます。未成年者に代わって親が契約するイメージです。

銀行の契約などで本人を連れてくるように言われて困った経験はございませんか？

成年後見制度を利用してご自身が後見人となれば、諸々の契約、手続きを代理人として行うことができるようになります。

②取消権

実家に帰る度に、親が家具や寝具など必要ない物を買っているなどということはありませんか？

また、騙されて高額な品物を買ってしまったたり、契約を結んでしまうのでは？という心配はございませんか？

成年後見制度を利用すれば、日常行為に関するものを除いて本人が単独でしてしまった法律行為(売買契約など)を取消することができるようになります。

いかがでしょうか。

効果は非常に分かりやすいものではありませんか。

成年後見制度を利用することで一定の職業(会社の取締役や弁護士、医師)に就くことができなくなるといった側面もありますが、本人はもちろん、その生活をサポートする人にとっても一助となる制度ではないでしょうか。



ご相談はお気軽に

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

申立てはご自身でも可能です

成年後見制度を利用するには、まず本人の住所地を管轄する家庭裁判所への申立てが必要です。例えば、本人が堺市、高石市、大阪狭山市や富田林市、河内長野市などに住んでいる場合は、大阪家庭裁判所の堺支部、岸和田市や和泉市、泉大津市などの場合は、岸和田支部、大阪市内の各区や、東大阪市、八尾市などは、大阪家庭裁判所の本庁が管轄家庭裁判所となります。

本庁、支部には「成年後見申立セット」という制度の概要や申立てに必要な書類の案内などが入った封筒が配布されています。また、制度を紹介したビデオをご覧になることができますので、一度ご相談に行かれるのも良いでしょう。

リーガルバンク さかいでもご相談いただけます

もちろん弊社でも、後見制度についてご相談いただけます。堺支部で配布されている「申立てセット」のストックもいくらかございますので、実際にご覧いただきながらご説明いたします。是非ご利用下さい。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

<サービス一覧>

・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁 4 番 16 号 堺富士ビル 4 階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com Web legalbank-sakai.com

(受付時間 月～土、午前 10 時より午後 6 時まで)

来所での初回相談(1 時間程度)は、**無料**です。
事前にメール又はお電話にてご予約下さい。